

くしがたちくかっせいけいかく
櫛形地区活性化計画

やまなしけんみなみし
山梨県・南アルプス市

平成22年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 櫛形地区活性化計画

都道府県名 山梨県

市町村名 南アルプス市

地区名(※1)

櫛形地区

計画期間(※2)

H22～23

目標(※3)

定住等の促進に資する農業用排水施設等の整備により、安定的な農業用水の確保と営農環境の改善を図る。

生産性の向上や施設管理の負担軽減を図ることで対象農地14.6haの保全を目指す。また、農業所得の向上により農業者の流出抑制、農家と地域住民の農村資源の管理・保全を通じたコミュニティの向上による定住化を進め、現在増加傾向にある自然減が考えられるもの、将来においては自然減が考えられる当該地区の人口(H19:2,306人、H20:2,288人、H21:2,290人)の減少率の低減を目指す。

山梨県は、農業振興の基本指針として策定した「やまなし農業ルネサンス構想」の中で、「次代につながる力強い産地づくり」「自然と調和した美しい里づくり」を掲げている。県と市が連携するなか、次世代が意欲を持って農業に取り組みめるように基盤整備を推進し、農家のみならず農村地域の住民が一体となった農村資源の管理・保全活動への支援を行うことなどによって、本構想を具現化していくものである。

目標設定の考え方

地区の概要:

南アルプス市は、甲府盆地の南部に位置し、釜無川に向かって緩やかに傾斜した地形を利用した水稲・野菜・果樹を複合的に栽培している地域である。

櫛形地区も例外ではなく、南アルプス市本所の北西の耕地で水稲・野菜・果樹(桃・桜桃)を中心とした農業経営が行われている。しかし、農家の高齢化・後継者不足が進んでいるため、担い手への農地集積や作業効率の向上、品質と生産性の向上が必要となっていることから、有機質肥料栽培や低農薬栽培などによる作物の品質と安全性の確保を図るとともに、有機栽培による果樹のブランド化、観光農園等による都市住民との交流を通じた地域の活性化に取り組んでいる。さらに、中核的担い手となる農業後継者の育成、新規就労者への支援など担い手対策、兼業・高齢農業者等についても、良質な水稲・トマト・桃の生産・販売を目指し、講習会等を行うことにより、農業の活性化及び農業所得の増大を図ろうとしている。

現状と課題

櫛形地区は、水稲・野菜(トマト)・果樹(桃・桜桃)の複合栽培により農業を生活の基盤として栄えてきたが、農業所得の低下等により、若者の農家離れが進んでいる。

また、近年の生産者の高齢化等による担い手不足等から農村の活力が低下している中、担い手農家への支援及び農業経営の安定を図るためには、農業基盤の整備による優良農地の保全・整備が重要な課題になっている。

今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、老朽化等により機能が低下している水路の改修や通作・集出荷に利用する農道などの生産基盤の整備を進め、更なる農作業の省力化を図ると同時に農業所得の低下を抑制する。

また、果樹農業を支える中核的な担い手として、安定的な農業経営が実現できる経営体の育成や、家族経営体を担う女性や高齢者の活動を推進することで、地域の定住化を促進する。

併せて、中部横断道(国道52号(甲西バイパス))を利用する首都圏からのアクセスの向上による観光客や都市住民に、農山村地域ならではの魅力を積極的にPRすることで、交流による地域活性化を促す。また、ぶどう(巨峰)・桃などを使った加工品を新たに開発・ブランド化させ、直売センター等により販売することで農業所得を増加させる。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
南アルプス市	櫛形地区	基盤整備(農業用排水施設)	南アルプス市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別の欄」には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

檜形地区(山梨県南アルプス市)	区域面積(※2)	248ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積248haのうち農地面積は217haで87.5%を占めている。		
②法第3条第2号関係: 平成17年10月現在における、地区の人口の増(H12→H17で0.6%増)、農業人口の減少(H12→H17で10%減)、農業者の高齢化の進行(H12→H17で4%増)の傾向から見て、活性化のためには生産基盤の整備により定住化及び地域間交流を促進させることが檜形地区において農村の活性化に必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係: 都市計画区域外であるとともに、既に市街地を形成している区域を含めていない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

定住等の促進に資する農業用排水施設等の整備・保全により条件整備がされ機能が確保された農地の面積を、現地で検証する。
定住人口の維持については、平成24年4月1日の住民基本台帳と対照し検証する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ① 都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることを明らかに記載すること。
- ② 法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。